

公益社団法人日本障害者歯科学会 専門医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、障害者歯科医療に必要な専門的知識と技能、及び継続的診療機会を有する歯科医師を認定し、良質の障害者歯科医療を担保するとともに、地域における障害者歯科医療の普及に資することを目的としている。公益社団法人日本障害者歯科学会(以下、本学会という)が制定する本制度は、障害者の歯科保健を包含する障害者歯科医療に関してすぐれた歯科医師を育成することにより、障害者歯科医療の水準向上、進歩発展と拡大を図り、障害者の歯科的健康の増進および福祉の充実に寄与することを目的とする。

第2条 公益社団法人日本障害者歯科学会専門医(以下、専門医という。専門医(英訳:JSDH-Board Certified Specialist for Special Needs Dentistry)とは、患者から信頼される標準的な歯科医療を提供できる歯科医師であり、加えて障害者歯科医療に対する継続的な診療機会と技能を有する歯科医師に対し、本学会が認定する資格である。

第3条 第2条の目的を達成するために本学会は本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 専門医委員会

第4条 専門医委員会は第3条に規定する事業を実施するために構成および運営は、次のように定める。

1. 専門医委員会の委員は、若干名の専門医指導医により構成される。
2. 専門医委員会の委員長は理事長が委嘱し、理事会で承認されたものとする。
3. 専門医委員会は委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
4. 専門医委員会は半数以上の出席をもって成立する。
5. 専門医委員会は細則第2条に記した業務を行う。

第3章 専門医申請者の資格

第5条 専門医研修プログラムを履修するものを専攻医とよぶ。専攻医は細則第5条に従って予め登録されなければならない。

2 専攻医は、細則第3条に記した専門医研修施設で学会が定めた研修プログラムに沿った指導を専門医指導医のもとで一定期間積まなければならない。

第6条 専門医の資格審査を受けようとするものは、細則第6条に記した要件のすべてを満たしていなければならない。

第4章 専門医の申請方法

第7条 専門医の審査を受けようとする者は、専門医申請料を添えて、細則第7条に記した申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

第5章 専門医審査及び認定と登録

第8条 専門医申請者は専門医委員会により細則第6条に定める資格審査を経た後、細則第8条に基づき専門医試験を受ける。

第9条 専門医試験に合格した者は理事会の議を経て専門医と認定される。

第10条 前条により専門医と認定された者は、登録料を学会へ納入し、専門医としての登録がなされて認定証が交付される。専門医は学会ホームページに掲載される。

第6章 専門医指導医申請者の資格

第11条 専門医指導医の資格審査を受けようとするものは、細則第9条に記した要件のすべてを満たさなければならない。

第7章 専門医指導医の申請方法

第12条 専門医指導医の審査を受けようとする者は、細則第10条に記した申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

第8章 専門医指導医審査及び認定と登録

第13条 専門医指導医申請者は専門医委員会により第11条に定める資格審査を経た後、細則第10条に基づき専門医指導医試験を受ける。

第14条 専門医指導医試験に合格した者は理事会の議を経て専門医指導医と認定される。

第15条 前条により専門医指導医と認定された者は、専門医指導医としての登録がなされて認定証が交付される。専門医指導医は学会ホームページに掲載される。

第9章 専門医・専門医指導医の資格更新

第16条 専門医と専門医指導医は資格取得後5年ごとに更新の手続きを行わなければ、その資格を喪失する。ただし、細則第15条で定める場合は、この限りではない。

第17条 専門医あるいは専門医指導医を更新しようとする者は、更新までに細則第12条に定める研修単位を取得しなければならない。

第18条 専門医の更新は、取得済みの認定医指導医、認定医を更新することとみなす。専門医指導医の更新によって取得済みの専門医、認定医指導医、認定医も更新することとみなす。

第10章 資格の喪失

第19条 専門医あるいは専門医指導医は、次の場合に専門医委員会の答申により理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき
2. 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
3. 学会会員の資格を喪失したとき
4. 第9章に定める専門医の資格が更新されなかったとき
5. 専門医委員会が専門医として不相当と認めたとき

第20条 第19条により専門医の資格を喪失したものであっても、喪失の事由が消滅したときは再度専門医あるいは専門医指導医を申請することができる。

第11章 専門医研修施設の認定

第21条 専門医研修施設の認定を申請する施設は、細則第3条と別添1を満たすものとする。

第22条 学会が作成した研修カリキュラムに沿った研修ができる研修プログラムが定められていなければならない。

第23条 専門医研修施設認定を申請するものは、細則第4条に定める申請書類を専門医委員会に提出し、専門医委員会によって申請書類が審査され、認定されなければならない。

第24条 本学会理事長は専門医研修施設として認定された施設に対して、理事会の議を経て本学会専門医研

修施設認定証を交付し、学会ホームページに公表する。なお専門医研修施設の認定によって認定医臨床経験施設も認定されるものとしてみなす。

第25条 専門医研修施設は、専攻医に対して研修カリキュラムを円滑に実施する環境を整えなければならない。

第26条 専門医研修施設の更新は、細則第17条に規定する申請書類を提出し、5年毎に更新する。

第27条 専門医研修施設は次の場合、専門医委員会の答申により理事会の議を経て、その資格を喪失する。
1. プログラム統括責任者が資格の辞退を申し出たとき
2. 専門医委員会が不適当と認めたとき

第12章 規則の変更

第28条 本規則の変更は理事会の議を経て社員総会の承認を得なければならない。

第13章 補則

第29条 専門医審査料は10,000円、専門医登録料は30,000円とする。

第30条 専門医および専門医指導医の更新料は20,000円とする。

第31条 学会会員は専門医委員会の決定に関する意義を学会理事長に申し立てることができる。

附則

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成30年11月16日に改正する。

第3条 この規則は、令和元年11月22日に改正し、令和2年1月1日から施行する。

第4条 この規則は令和4年2月22日、公益社団法人日本障害者歯科学会設立に伴い、「一般社団法人日本障害者歯科学会」を「公益社団法人日本障害者歯科学会」と読み替えるものとする。

第5条 この規則は令和4年11月4日より改正とする。